

## 児童家庭福祉

### 【重要！】

1924年 国際連盟「児童の権利に関するジュネーブ宣言」

(①児童は危難のときに最優先に救済される ②人類は児童に対して最善の努力をする)

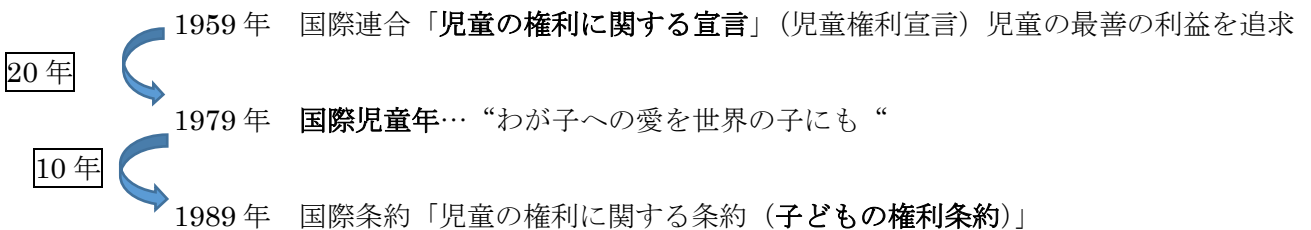
1947年 日本「児童福祉法」(終戦2年後)

(①すべての児童は生活を保障され愛護される ②知的障害児を保護する)

1948年 「世界人権宣言」…人間は生まれながらにして自由である

1951年 日本「児童憲章」…すべての児童は家庭で正しい愛情・知識・技術でまもられる、家庭のないものにはこれに代わる環境が与えられる

\*「児童憲章」は日本独特のもの！



1948年 「世界人権宣言」

1959年 「児童の権利に関する宣言」

1966年 「国際人権規約」

\*上2つの宣言をもとに、国際人権規約がつくられた

施設職員による虐待の禁止…「児童福祉法」で定められる

児童自立支援施設は非行少年等のケアを行うところ！

乳児家庭全戸訪問事業…「児童福祉法」にもとづく

(\*こどもの健康診断は「母子保健法」による)

2012年 民法改正 親権停止制度(2年以内)ができた

障害児通所支援4つ

- ① 児童発達支援(児童発達支援センターなど)
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援

2000年 少年法改正 刑事罰適用年齢 16歳から14歳へ!

\*16歳以上の殺人者は「原則逆送」(家庭裁判所から検察官へ)

少年鑑別所…犯罪傾向の強い少年を2週間以内で収容する施設

児童厚生施設(児童館・児童遊園)には保育士ではなく「児童の遊びを指導する者」をおく

保育所の設備と職員配置は都道府県知事が決める

<保育所の設備>

満2歳未満がいる場合

・乳児室 or ほふく室

乳児室…ひとりあたり **1.65m<sup>2</sup>** 以上

ほふく室…ひとりあたり **3.3m<sup>2</sup>** 以上

・調理室

・医務室

・便所

満2歳以上

・保育室 or 遊戯室

遊戯室…ひとりあたり **1.98m<sup>2</sup>** 以上

・調理室

・便所

・屋外遊戯室…ひとりあたり **3.3m<sup>2</sup>** 以上

保育所に必要な人材→保育士、嘱託医、調理員 (逆に言えばこの3人だけが必須)

認可外保育所: 必ず事業開始を都道府県知事に届け出る!

・事業所内保育

・へき地保育所: 設置主体は市町村

特定保育事業: パートさん向けの継続保育 (一か月 64時間くらい)

★乳児院★

寝室 2.47m<sup>2</sup>/人 以上

観察室 1.65m<sup>2</sup>/人 以上

<児童の福祉や社会保障に関して考える公的な会議>

国…**社会保障審議会**

都道府県…**児童福祉審議会** \*市町村は任意設置

児童相談所は都道府県と政令指定都市に設置される。

\*「中核都市」は設置できるが義務ではない

\*人口 50 万人に 1 か所がめやす

児童相談所に必要な人材 7 種

① 所長 ②**児童福祉司** ③児童心理司 ④精神科医・小児科医 ⑤相談員 ⑥**児童指導員** ⑦**保育士**

児童相談所の相談内容で最も多いのは**障害相談**！（45%）

**福祉事務所**…都道府県、指定都市、中核市、市に設置 \*町村は任意

\*福祉事務所のなかには**家庭児童相談室**がある

\*家庭児童相談室には①家庭児童福祉主事（常勤）と②家庭相談員（非常勤）が駐在している

児童家庭支援センターには①**児童福祉司**と②心理療法を担当する職員がいる

家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

①乳児院 ②**児童養護施設** ③**児童心理治療施設**情緒障害児短期治療施設 ④**児童自立支援施設**におく  
必要がある

\*児童相談所にはいない！！【重要！】

<子育て支援政策の変遷> \*順番だけ覚える

エンゼルプラン：育休手当、子育て支援センター

↓

緊急保育 5 か年事業：一時保育、放課後クラブの充実化

↓

**新**エンゼルプラン：子育て相談支援事業の充実、時短、両立、ファミリーサポート制度

↓

こども・子育て**応援**プラン：若者の自立・虐待防止

↓

こども・子育て**ビジョン**：教育、就労、生活のバランスを重視  
（\*「**少子化社会対策基本法**」に基づく！）

ワークライフバランスについて

児童福祉法 改正

2003年：地域の子育て支援強化

2008年：乳児家庭全戸訪問事業はじまる

\*注意！乳児健診は「母子保健法」

2016年：基本理念の明確化

子どもの貧困率：**16.3% (6人に1人!)** \*ひとり親では**50%!**

児童虐待相談件数 約**8万9000件** (2014年)

\***0歳児**が最多 (43%)

\***実母**が最多 (75%)

2015年 警察から児童相談所への通告 3万7000人

1位 心理的虐待 (\***面前DV**が2万4千人)

2位 身体的虐待

3位 ネグレクト

4位 性的虐待

\*全件数のうち**2/3**が心理的虐待で、ほとんどが**面前DV** (夫が妻に暴力を振るうところをこどもに見せてしまうこと)

\*虐待によって死亡したこども **26人**

“少年”の定義

少年法：**20歳未満**

児童福祉法：18歳以下

犯罪少年… <b>14歳以上</b> の犯罪者
触法少年…14歳未満の犯罪者
虞犯少年…将来犯罪するリスクのある者

\*犯罪少年は**家庭裁判所**に通告！！

少年院の種類 \*2014年抜本改正 (翌年施行) により変更

初等少年院… <b>12</b> ~16歳
中等少年院… <b>16</b> ~20歳
特別少年院…重い罪を犯した <b>16~23</b> 歳
医療少年院…障害のある者

第1種…心身に著しい障害がない	おおむね <b>12歳以上 23歳未満</b> の者
第2種…心身に著しい障害がない犯罪傾向が進んだ	おおむね <b>16歳以上 23歳未満</b> の者
第3種…心身に著しい障害がある	おおむね <b>12歳以上 26歳未満</b> の者

第4種…少年院において刑の執行を受ける者

児童自立支援施設（非行少年のケア）には①児童自立支援専門員と②児童生活支援員が必要

児童扶養手当…片親への支給

\*児童が日本国内にいないときは支給されない

特別児童扶養手当…障害児の保護者への支給

国のこども・子育て会議は「内閣府」に設置されている

「こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」が対象とする者

→①要保護児童 ②要支援児童 ③特定妊婦

\*設置は市町村の努力義務（98.9%で設置されている）

\*さまざまな機関が協力して行うが、調節機関を1つ設定すること

第1次ベビーブーム：1947～1949年（昭和22年～24年）合計特殊出生率4.3！！

第2次ベビーブーム：1971～1974年（昭和46年～49年）

コルチャック：ユダヤ系ポーランド人医師。孤児院をひらいた。書籍『子どもの権利の尊重』

石井十次…岡山孤児院

石井亮一…滝乃川学園（知的障害児）

留岡幸助…家庭学校（非行少年のケア）@巣鴨 「感化教育の父」

里親支援専門相談員は児童養護施設と乳児院にいる！！

乳児院の心理療法担当職員…心理療法の必要な乳幼児 or 保護者が10人以上いる場合に設置する必要がある

妊娠20週以降の妊娠届け：**1.6%**（少ない！けどこういう人はハイリスク）

\*11週未満での届け出が90%以上

体外受精出生児：全体の**2.7%**（35人クラスに1人はいる）

20歳未満の人工中絶数は減少してきている

肥満の6歳児…男児：3.75%、女児：3.93%

年長さんで肥満の子は3～4%

## 社会福祉法

第一種社会福祉事業：知事の許可が必要。特別養護老人ホーム、障害者施設などなど・・・

第二種社会福祉事業：知事への届け出のみでOK。保育所などなど・・・

世界的な政策としての“福祉”のはじまり

1601年 イギリス「エリザベス救貧法」

バーナード：アイルランドの社会事業家。「こどもの家」「里親制度」を作った人。

野口幽香・森嶋峰——二葉幼稚園

池上雪枝——池上感化院（日本初の感化院！@大阪。非行少年の保護を行う。）

高瀬真卿——私立予備感化院（非行少年の教護）

赤沢鐘美・仲子夫妻——私立静修学校（幼児の託児所@新潟）

小橋勝之助——博愛社（児童養護施設。キリスト教。）

児童虐待防止法 第2条は「児童虐待の定義」

発達障害者支援法 2016年改正、基本理念等が追加

児童委員（民生委員と兼ねる）は都道府県知事の指揮監督をうける

養育医療…未熟児への医療のこと。（×障害児）

母子家庭日常生活支援事業…片親家庭への子育て支援サービス

子育て支援短期利用事業…親の病気などの理由で保育に欠ける子どもを児童福祉施設へ一時的に入所させる制度

母子生活支援施設…母子を入所させて保護する施設

ハローワークとは別に、マザーズハローワークというものがある

「子の看護休暇」を取得できるのは小学校入るまでの子！